

○由布市の共催、後援及び協賛に関する要綱

平成22年4月1日

告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が共催、後援及び協賛（以下「共催等」という。）を行う行事の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

(2) 後援 行事の趣旨に賛同し、後援の名義使用を認めることをいう。

(3) 協賛 行事の趣旨に賛同し、物品等の提供を行うことをいう。

(共催等の名義)

第3条 共催等について使用を承認する名義は、「由布市」とする。

(承認の基準)

第4条 市が、共催等の承認を行う基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 行事の主催者が、次のいずれかに該当するもので組織、資金等に関して、行事の遂行能力が十分であると認められること。

ア 国、地方公共団体及びこれに準ずるもの

イ 文化団体、学術研究機関、報道機関、産業・経済団体及びその他の団体で、当該団体の設立目的、活動状況等が市行政の推進方針に即したもの

ウ その他市長が特に適当と認めるもの

(2) 行事の内容等が、公共性又は公益性を有し、市民生活の福祉の向上及び産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興に寄与すると認められること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 個人が主催するもの

イ 営利を目的とするもの

ウ 政治的又は宗教的目的を持つもの

エ 特定の思想、流派又は系列に偏るもの

オ 主催者の構成員の親睦を目的とするもの

カ その他市長が不適当と認めるもの

(承認の申請)

第5条 共催等の承認を受けようとするものは、由布市共催等承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則として開催期日の30日前までに、市長に提出しなければならない。

(1) 団体の役員名簿及び規約又はこれに類する書類

(2) 事業の目的及び内容が付された開催要項又はこれに類する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(承認の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を精査し、その承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、共催等の承認の可否を、由布市共催等決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(内容の変更)

第7条 共催等の承認を受けたものが、それに係る行事の内容等を変更しようとするときは、変更の内容等について記載した由布市共催等承認申請変更届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、共催等の承認を受けた行事が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その是正を求め、又はその承認を取り消すことができる。

(1) 申請の内容に虚偽があったとき。

(2) 事業内容等の変更により、第4条に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。

(3) その他承認をすることが不適當であると認められるに至ったとき。

2 前項の規定により、共催等の承認を取り消された場合において、主催者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月28日告示第161号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(由布市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の廃止)

2 由布市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱（令和3年告示第20号）は、廃止する。